

広島県収受	
第	号
- 3.11.24	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生薬審発 1124 第 5 号
令和 3 年 11 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

ウパダシチニブ水和物製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部改正について

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしています。

ウパダシチニブ水和物製剤（販売名：リンヴォック錠 7.5 mg 及び同錠 15 mg）をアトピー性皮膚炎に対して使用する際の留意事項については、「ウパダシチニブ水和物製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）について」（令和 3 年 8 月 25 日付け薬生薬審発 0825 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）により示してきたところです。

今般、新たなウパダシチニブ水和物製剤であるリンヴォック錠 30 mg が承認されたことを踏まえ、当該留意事項を別紙のとおり改正いたしましたので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。なお、改正後の最適使用推進ガイドラインは、別添のとおりです。



既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎の最適使用推進ガイドラインの改訂箇所（新旧対照表）

新		旧	
該当ページ	(下線部追記、取消線部削除)	該当ページ	
1 ページ	対象となる医薬品：リンヴォック錠 7.5 mg、 <u>リンヴォック錠 15 mg、リンヴォック錠 30 mg</u> （一般名：ウパダシチニブ水和物）	1 ページ	対象となる医薬品：リンヴォック錠 7.5 mg、リンヴォック錠 15 mg（一般名：ウパダシチニブ水和物）
2 ページ	リンヴォック錠 7.5 mg、 <u>及び同錠 15 mg 及び同錠 30 mg</u> （一般名：ウパダシチニブ水和物、以下「本剤」）	2 ページ	リンヴォック錠 7.5 mg 及び同錠 15 mg（一般名：ウパダシチニブ水和物、以下「本剤」）